

## 文化遺産総合活用推進事業（世界文化遺産活性化事業）国庫補助要項

平成27年4月1日  
文化庁長官決定  
平成28年4月1日  
平成29年4月1日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）交付要綱に基づき、文化遺産（世界文化遺産）を活用した地域活性化を推進する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 実施方法

- (1) 地方公共団体が、上記趣旨に基づき、文化遺産総合活用推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）（様式1-1）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 地方公共団体は、実施計画終了後に文化遺産総合活用推進事業実施報告（様式1-2）を長官に提出する。
- (4) 地方公共団体は、実施計画の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

### 3. 補助事業者

補助事業者は、世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される実行委員会等とする。

### 4. 補助対象事業

#### 世界文化遺産活性化事業

##### ① 世界文化遺産情報発信、人材育成事業

ア 世界文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作

イ 世界文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成

##### ② 世界文化遺産普及啓発事業

世界文化遺産の普及啓発のための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）

##### ③ 調査研究事業

世界文化遺産に関する調査研究事業

### 5. 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

#### (1) 主たる事業費

- ① 世界文化遺産情報発信事業費
- ② 世界文化遺産人材育成事業費
- ③ 世界文化遺産普及啓発事業費
- ④ 調査研究事業費

#### (2) その他の経費

事務経費

### 6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別表)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
文化遺産総合活用推進事業	主たる事業費	世界文化遺産活性化事業経費	【共通】			
			①情報発信事業費	賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ " "
			②人材育成事業費	共済費	傷害保険	危険作業を伴う等特に必要な場合に限る
			③普及啓発事業費	報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外
			④調査研究事業費	旅費	普通旅費 費用弁償	
				使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料	
				役務費	通信運搬費 現像焼付料	
				委託費	〇〇委託費	
				請負費	請負費	
				原材料費	〇〇費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。
				需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。
	その他の経費	事務経費	事務費	賃金	資料整理等賃金	実行委員会等構成員 外部有識者等
				旅費	普通旅費 費用弁償	
				役務費	通信運搬費 振込手数料	
				委託費	〇〇委託費	
				需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。